

事業計画概要表

箇所名	公共下水道		処理区名	処理区
工事着手の年月日	*1 昭和49年12月18日		工事完了の予定日	平成21年3月31日 平成24年3月31日
認可(変更)申請理由*2	認可年次:平成21年3月31日 平成24年3月31日 認可面積:約5,121.7ha 約5,162.0ha(約40.3haの拡張) 接続調査:管渠調査における名称変更(市町村合併に伴う名称変更の反映) 計画処理人口:165,010人 173,000人			
直近の下水道整備状況(平成 年度末)		処理人口普及率	73.0%	雨水対策整備率 -
流総計画との整合状況	川等流総と整合を図っている。			
雨水整備方針	雨水計画はなし。			
高度処理方針	流総において次の目標水質が定められており、高度処理を実施している。 BOD 10mg/l T-N 8mg/l T-P 0.4mg/l			
合流式下水道方針	合流式下水道はなし			
下水汚泥の処理・処分方針	汚泥の最終処分は、当面は埋め立て処分とし、将来は、緑地還元を主とした処分計画としている。			
資源(処理水)・施設有効利用方針	消化ガスの再利用を行っている。			
改築方針	H17～H18にて改築計画を策定中。			
その他、事業計画の主な特徴	特になし。			

注1)*1は、変更前を上段に記入。

注2)*2は、変更理由の他、変更内容を簡潔に記入。

注3)～は、「公共下水道及び流域下水道に係る事業計画認可基準の運用について(平成13年1月9日付け国都下事発第1号、国土交通省下水道事業課長通達)」を参考に方針等を記入。

事業計画認可の審査

審査日：

審査者：

以下のとおり、審査した結果、認可して支障はないと判断する。

流域下水道(処理区)

平成13年1月9日付け公文書による審査

下水道法6条および25条の5による基準の運用	チェック内容
配置及び能力について(下水道法第6条1号及び25条の5第1号)	
(1)以下を満たし概ね5～7年の期間で適切かつ効率的な段階的整備が行われている。	整備期間が平成23年度まで期間であり、過去の整備実績、執行能力から計画的・段階的整備が行われるものと思われる。
下水の量および水質に影響を及ぼすおそれのある要因については、適正な規模および内容としている。	全体計画の見直しを行い、規模・内容とも変更を行っている。
処理場・ポンプ場の配置は効率的に配置及び周辺環境との調和を図る検討をしている。	処理場については、流入水量の増加に伴って検討するものとしており、ポンプ場については設置計画はない。
処理区域は集合処理することが社会経済的に妥当なものとして設定されている。	都道府県構想と整合しており、妥当である。
雨水対策は、適切な安全度の確保と河川整備計画との調整を図っている。 雨水流出抑制(貯留・浸透)を検討している。	雨水計画はない。
流総計画不要又は未策定区域は水質基準達成維持の検討をしている。	流総を策定済みである。
原則分流式とすること。合流式の場合改善対策を検討している。	分流式である。
汚泥の減量化、有効利用など汚泥を適正に処理処分している。	汚泥の最終処分は、資源の有効利用を行っている。
別表に定める法定計画との調整及び整合を図っている。	整合を図っている。
コスト縮減、共同化など検討している。 最新技術により検討している。	詳細設計時に最新技術の導入やコスト縮減を検討している。
地震災害に対し適切な安全性を確保している。	詳細設計時に耐震設計を考慮する。 現存する施設については、平成13年度及び14年度に耐震診断を行っており、今後耐震対策を進めていく。
流域関連公共との接続は、経済性、維持管理性を勘案している。	接続箇所については経済性・維持管理性を勘案して設定している。
(2)改築計画を適正に検討している。	平成17年度及び18年度にて改築計画を策定する。
(3)処理水の再利用、熱利用、エネルギー利用、施設の有効利用等を検討している。	消化ガスの再利用を行っている。
(4)効率的な維持管理を検討している。	効率的な維持管理については、今後とも検討していくものとしている。

構造について(下水道法第6条2号及び25条の5第2号)	
施行令で定める技術上の基準に適合している。	すべて基準を満たしている。
予定処理区域について(下水道法第6条3号及び25条の5第3号)	
終末処理場等の能力に相応しているとともに、財政・執行能力等からみて概ね5～7年の計画期間で適切な区域となっている。	過去の整備実績、執行能力から問題ない。
流域と関連公共との適合について(下水道法第6条4号)	
流域と関連公共の事業計画に整合が図られている。	処理能力・予定処理区域・計画期間等、整合が図っている。
流総計画との適合について(下水道法第6条5号及び25条の5第4号)	
流総計画が定められている場合、当該内容と適合している。	適合している。
都市計画との適合について(下水道法第6条6号及び25条の5第5号)	
都市計画又は都市計画事業が定められている場合、当該内容と適合している。	都市計画の変更はない。
施行令の基準の運用	チェック内容
令5条の4	
堅固で耐久力を有する構造としている。	実施設計により、適切に措置することとしている。
コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ漏水及び地下水の進入を最小限度のものとする措置が講ぜられている。	実施設計により、適切に措置することとしている。
下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、腐食しにくい材料で造るか、腐食防止の措置が講ぜられている。	実施設計により、適切に措置することとしている。
令5条の5	
排水管の内径及び断面積 ・排水管の内径100ミリメートル以上 ・排水渠の断面積が5,000平方ミリメートル以上	すべて基準を満たしている。
下水の水勢により損傷のおそれがある部分にあっては、減勢工等の緩和する措置が講ぜられている。	実施設計により、適切に措置することとしている。
地下構造物で下水により気圧が急激に変化する箇所において、気圧変動を緩和する措置が講ぜられている。	実施設計により、適切に措置することとしている。
必要箇所にマンホールが設置されている。また、マンホールには蓋が設置されている。	実施設計により、適切に措置することとしている。
雨水吐きに適切な高さの堰を設置その他の措置が講じられている。	分流式である。
雨水吐きにスクリーンの設置その他の措置が講じられている。	分流式である。
令5条の6	
臭気の発散を防止する措置が講ぜられている。	脱臭設備を設けて、臭気発散防止に努めている為周辺環境との調和を図り、適切に措置している。
屋外にある処理施設で、下水の飛散により生活環境上支障のある場合、覆蓋等の措置が講じられている。	周辺環境との調和を図り、適切に措置している。
水処理施設が放流水の水質の技術上の基準に適合するように下水を処理する性能を有する構造である。	水質基準に適合する性能を有している。
計画放流水質に対応した処理方法が選定されている。	流総計画で定められた処理方式である。

平成17年5月10日付け事務連絡による確認事項

1. 全体計画に関する事項		チェック内容
(1) 汚水計画		
上位計画等(関係法令、流総計画、都道府県構想等)との整合	計画の斐伊川等流総に準拠している	
計画目標年次	流総計画の目標年次(H27)としている。	
計画区域の設定及び考え方	流域関連市町村の処理区域の見直しにより見直しを行っている。	
計画人口等のフレーム設定及びその考え方	流総に準拠している	
汚濁負荷量等の原単位の設定及び考え方	流総に準拠している	
計画規模(計画汚水量等)及び主要施設の概要	流総に準拠している	
全体事業費及び整備単価	総事業費:71,521 管渠:29,928 ポンプ場:0 処理場:41,593	
進捗状況	関連市町村のH16末の下水道整備率は、全体計画に対し72.9%、認可計画に対し79.1%である。	
(2) 雨水計画		
計画目標年次	雨水計画はない	
計画区域の設定、分割及びその考え方	雨水計画はない	
計画対象降雨の設定及びその考え方	雨水計画はない	
流出率の設定及びその考え方	雨水計画はない	
放流先河川等の状況、浸水の状況	雨水計画はない	
計画流出量の排除(貯留・浸透)方法とその考え方	雨水計画はない	
主要施設の概要	雨水計画はない	
全体事業費及び整備単価	雨水計画はない	
進捗状況	雨水計画はない	
2. 認可[変更]の概要		チェック内容
(1) 全般事項		
認可[変更]が必要な理由と対応の考え方	関連市町村の下水道構想見直し及び、流域関連公共下水道の整備の進捗。	
主な事業[変更]内容	関連市町村の下水道構想見直しによる全体計画区域の拡大及び、流域関連公共下水道の整備の進捗による認可区域の拡大。	
(2) 汚水計画		
事業計画目標年次	平成20年度 平成23年度	
事業計画区域【の変更】とその考え方	流域関連市町村の事業の進捗状況により決定している。	
フレーム、原単位【の変更の有無】とその考え方	フレーム及び原単位は、最新のデータ(平成16年度末)を元としている。	

計画放流水質及び構造(処理方法)【の変更】とその考え方	流総に準拠している
処理場施設の【変更】概要(処理方法、処理能力、配置、等)とその考え方(効率的・効果的施設計画)	全体計画では見直しに伴い、機器の能力・編成を変更している。認可計画では能力・編成の変更なし。
処理施設の段階整備とその整合性	全体計画では見直しに伴い、機器の能力・編成を変更している。認可計画では能力・編成の変更なし。
流域下水道計画との整合性	流域下水道計画である。
管きょ施設に関する【変更】内容(主要な管きょ、ポンプ場の配置・構造・能力 等)とその考え方(効率的・効果的施設計画)	幹線管渠については整備済みである。
汚泥の最終処分状況【変更】	汚泥の最終処分は、資源の有効利用を行う予定。
資源活用等の状況【変更】(施設・空間、処理水、汚泥等)	汚泥の最終処分は、資源の有効利用を行う予定。
年度別事業費、財源計画、整備単価及び整備順位とその考え方	過年度事業の精査及び認可年度内の財政計画の見直しを行っている。
(3) 雨水計画	
事業計画目標年次	雨水計画はない
事業計画区域【の変更】とその考え方	雨水計画はない
対象降雨【の変更の有無】とその考え方	雨水計画はない
流出率【の変更】とその考え方	雨水計画はない
放流先河川等の状況【変更】、浸水の状況【変更】	雨水計画はない
計画排出量の排除(貯留・浸透)方法とその考え方(効率的・効果的施設計画)	雨水計画はない
流域下水道計画との整合性	雨水計画はない
主要施設の【変更】内容とその考え方	雨水計画はない
年度別事業費、財源計画、整備単価及び整備順位とその考え方	雨水計画はない
(4) その他個別事項	
用地の取得の見込み	処理場の用地は取得済みである。
合流式下水道の改善計画と進捗状況	分流式である。
事業実施に係る財源計画及び下水道事業の経営見通し	過去の支出・財源実績から問題ない。
地域の特殊事情	特になし
懸案事項、等	特になし
(5) 事業計画諸言等一覧表(新旧対象表)	
認可申請書に記載する主要な事項	別紙「事業計画概要表」参照

別表

(水質保全計画上の位置づけ)

湖沼水質保全特別措置法第4条に定める「湖沼水質保全計画」
湖沼水質保全特別措置法第23条に定める「湖沼総量削減計画」
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条に定める「都道府県計画」
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法第5条に定める「水質保全計画」
環境基本法第17条に定める「公害防止計画」
水質汚濁防止法第4条の3に定める「総量削減計画」または、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条に定める「瀬戸内海の環境保全に関する府県計画」または、有明海・八代海再生特別措置法第5条に定める「県計画」
水質汚濁防止法第14条の8に定める「生活排水対策推進計画」

(地域振興計画上の位置づけ)

沖縄振興開発特別措置法第3条に定める「振興開発計画」
水源地域対策特別措置法第4条に定める「水源地域整備計画」
離島振興法第3条に定める「離島振興計画」
奄美群島振興開発特別措置法第2条に定める「振興開発計画」
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条に定める「基本計画」
首都圏整備法第2条に定める「首都圏整備計画」
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条に定める「近郊整備地帯整備計画」及び「都市開発区域整備計画」
筑波研究学園都市建設法第2条に定める「研究学園地区建設計画」
近畿圏整備法第2条に定める「近畿圏整備計画」
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条に定める「近郊整備区域建設計画」
関西文化学術研究都市建設促進法第5条に定める「建設計画」
大阪湾臨海地域開発整備法第7条に定める「整備計画」
中部圏開発整備法第2条に定める「中部圏開発整備計画」
中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条に定める「都市整備区域建設計画」
新東京国際空港周辺整備のための国の財産上の特別措置に関する法律第2条に定める「空港周辺地域整備計画」
新産業都市建設促進法第10条に定める「建設基本計画」
工業整備特別地域整備促進法第3条に定める「整備基本計画」
豪雪地帯対策特別措置法第3条に定める「基本計画」

該当する計画を着色する。

流域関連公共下水道の状況

流域下水道と流域関連公共下水道との整合について

地区名	流域下水道			流域関連公共下水道		
	現認可取得年度 (和暦)	現認可区域面積 (ha)	現認可目標年度 (和暦)	現認可取得年度 (和暦)	現認可区域面積 (ha)	現認可目標年度 (和暦)
市	平成15年2月4日	3,556.0	平成21年3月31日	平成15年4月11日	3,556.0	平成21年3月31日
××町	平成15年2月4日	285.0	平成21年3月31日	平成15年5月1日	285.0	平成21年3月31日
市	平成15年2月4日	186.2	平成21年3月31日	平成15年9月8日	186.2	平成21年3月31日
合計		4,027.2			4,027.2	

注1. 現行認可では目標年度及び認可区域面積は整合している。

注2. 流域関連公共下水道の目標年度及び認可区域面積は、今回認可変更の値と速やかに整合を図ることとしている。

流域関連公共下水道の整備進捗状況

市町村名	現認可区域面積			処理人口			水洗化状況		備考
	現認可 (ha)	H16末 (ha)	整備率 (%)	現認可 (人)	H16末 (人)	整備率 (%)	H16末 (人)	水洗化率 (%)	
市	5,876.6	4,570.6	77.8	253,750	200,273	78.9	175,760	87.8%	
××町	310.0	233.0	75.2	11,490	8,715	75.8	5,227	60.0%	
市	310.0	233.0	75.2	11,490	8,715	75.8	5,227	60.0%	
合計	6,496.6	5,036.6	77.5	276,730	217,703	78.7	186,214	85.5%	

流域関連公共下水道の事業費

<金額単位：千円>

市町村名	事業費								
	実績			計画					
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市	2,680,000	2,100,000	2,026,000	1,187,000	1,180,000	1,000,000	300,000	300,000	300,000
××町	298,000	346,000	100,000	62,000	220,000	200,000	90,000		
市	258,000	214,100	260,000	250,000	230,000	230,000			
合計	3,236,000	2,660,100	2,386,000	1,499,000	1,630,000	1,430,000	390,000	300,000	300,000

注1. 事業費は、汚水のみ(雨水は含まない)

注2. 事業費は、国庫補助事業 + 市町村単独事業
(維持管理費負担金及び建設負担金、起債償還金は含まない)

その他

・平成17年3月31日に、市、××町、町が合併し、市が誕生

主な認可内容(1/2)

項目	単位	現全体計画			今回全体計画			現認可計画			今回認可計画			備考	
年次目標		平成27年度			平成27年度			平成20年度			平成23年度				
予定処理区面積	市	ha	3,583.0			3,583.0			3,556.0			3,583.0			
	××町	"	298.3			298.3			285.0			298.3			
	町	"	186.2			186.2			186.2			186.2			
		"													
		"													
		"													
	合計	"	4,067.5			4,067.5			4,027.2			4,067.5			
計画処理人口	市	人	148,500			148,500			123,010			127,280			
	××町	"	5,880			5,880			4,750			5,850			
	町	"	7,150			7,150			5,920			6,370			
		"													
		"													
		"													
	合計	"	161,530			161,530			133,680			139,500			
生活・営業汚水量原単位			日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	
	市	L/人・日	495	625	885	495	625	885	348	437	618	365	461	653	
	××町	"	495	625	885	495	625	885	348	437	618	446	563	798	
	町	"	360	480	680	360	480	680	252	334	473	235	313	444	
		"													
		"													
		"													
家庭汚水量	市	m3/日	73,510	92,810	131,430	73,510	92,810	131,430	42,810	53,750	76,020	46,460	58,680	83,110	
	××町	"	2,900	3,670	5,190	2,900	3,670	5,190	1,660	2,060	2,940	2,610	3,290	4,670	
	町	"	2,570	3,430	4,860	2,570	3,430	4,860	1,490	1,980	2,800	1,500	1,990	2,830	
		"													
		"													
		"													
	合計	m3/日	78,980	99,910	141,480	78,980	99,910	141,480	45,960	57,790	81,760	50,570	63,960	90,610	
観光 + 温泉排水量	m3/日	7,950	7,950	15,890	7,950	7,950	15,890	5,000	5,000	10,000	4,130	4,130	8,250		
工場排水量	m3/日	18,910	18,910	37,370	18,910	18,910	37,370	6,780	6,780	13,110	2,480	2,480	4,960		
計画汚水量	m3/日	105,840	126,770	194,740	105,840	126,770	194,740	57,740	69,570	104,870	57,180	70,570	103,820		

主な認可内容(1/2)

項目		単位	現全体計画	今回全体計画	現認可計画	今回認可計画	備考
処理場	名称		宍道湖東部浄化センター	宍道湖東部浄化センター	宍道湖東部浄化センター	宍道湖東部浄化センター	S52.11.18 供用開始
	用地面積	ha	1,880a	1,880a	1,880a	1,880a	
	処理能力	m3 / 日	日最大150,860	日最大150,860	日最大82,000	日最大82,000	
	池数	池	15	15	9	9	
	水処理方式		凝集剤添加活性汚泥 循環変法ろ過法	凝集剤添加活性汚泥 循環変法ろ過法	凝集剤添加活性汚泥 循環変法ろ過法	凝集剤添加活性汚泥 循環変法ろ過法	
	汚泥処理方式		濃縮、消化、脱水、 焼却及びコンポスト	濃縮、消化、脱水、 焼却及びコンポスト	濃縮、消化、脱水、 焼却及びコンポスト	濃縮、消化、脱水、 焼却及びコンポスト	
ポンプ場		箇所	なし	なし	なし	なし	
流域幹線	1号幹線	m	12,470	12,470	12,470	12,470	
	2号幹線	"	12,150	12,150	12,150	12,150	
	3号幹線	"	5,230	5,230	5,230	5,230	
	4号幹線	"	9,230	9,230	9,230	9,230	

年次別流入水量の推移

予算要求時等にて使用する処理場の汚水流入量の推移を添付して下さい。
グラフに凡例をつけるなど、わかりやすい資料として下さい。

総括図

総括図を添付して下さい

認可区域の変更がある場合は、その場所毎に増減の理由をコメントで旗揚げして下さい。

処理場平面図

処理場の平面図を添付して下さい。
内容に変更があるときは、その変更の理由をコメントで旗揚げして下さい。